

山口県報

平成29年
1月31日
(火曜日)

目次

- 告示
指定施業要件の変更予定保安林(下関市)(森林整備課)……………一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………二
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………四
道路の区域の変更(道路整備課)……………四
道路の供用の開始(道路整備課)……………四
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………四
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)……………五
○労委公告
山口県労働委員会のおっせん員候補者……………六
○雑報
県報の正誤(平成二十八年二月九日山口県公告(四四)ほか一件)……………七
- 山口県告示第十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。
平成二十九年一月三十一日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
下関市豊北町大字粟野字才ヶ瀬一の一、一の一、二の一、二の一、三の一、三の一



二、四の一、四の二、才ヶ瀬瀬花子四の三、字新三郎八〇四の一、八〇四の四、八〇五の一、字蓋ノ井山八二二の一から八二二の三まで、八二八の一から八二八の四まで、八二八の九から八二八の一三まで、字岳八三〇、八三四の一、字下柳一八二の一、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の二、字本谷一二五七、一二五八の一から一二五八の八まで、一二五九、字迫ノ田一二六〇、一二六一、字家ノ上一二六二、一二九三の一、一二九三の二、一二九四、字上ヶ原一二六三、字現吾尻一二六四、字山ノ口一二六五の一、一二六六、字折橋一二六七、一二六九、一二七一の一から一二七一の三まで、二九七七、二九八〇、字掛ノ岬一二七〇、字政ノ浴一二七三、一二七四、二五八四の一、二五八四の二、字川平一二八一の一、一二八一の二、一二八二、字足河内一二八八、一二八九の一から一二八九の四まで、一二九〇の一(次の図に示す部分に限る。)、一二九〇の二から一二九〇の三まで、一二九一の一、字白沼田二八四二、豊北町大字田耕字奥畑五九一の一、五九一の四から五九一の一〇まで、字白滝淵ノ口一九三〇の一から一九三〇の八まで、一九三〇の一二、一九三〇の一六、一九三〇の一八から一九三〇の三四まで、字白滝一九三一の二、一九三一の一〇から一九三一の一三まで、一九三一の二〇から一九三一の三八まで

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊浦町大字厚母郷字山すげ三の一〇四、三の一〇五、三の一〇、三の一〇一、三の一〇六(次の図に示す部分に限る。)、三の一〇七、三の一〇九、三の二〇一、三の二〇五、一四の三、字大休庵二二の一二、二二三の二、二二三の三、豊浦町大字字賀字水なし一七五七の一、一七五七の二、字入野三六二二、字水無四〇九七の一か

ら四〇九七の三まで、四一〇〇の一から四一〇〇の三まで、四一〇二の一から四一〇二の三まで、四一〇三、四一〇四、四一〇五の一から四一〇五の三まで、四一〇六の一、四一〇六の二、豊北町大字阿川字岳山一七四の一、一七四の二八、一七四の二九（次の図に示す部分に限る。）、一七四の三〇、豊北町大字北字賀字後ヶ谷四九三、四九四、字市右エ門峠四九六、字葉山四八九、一三二七、一三二八の一から一三二八の三まで、一三二九から一三三一まで、字下り葉山尻一八六の一、字大平ノ浴一八九の一、字柵路子ヶ浴三五九二の一、三五九二の三、豊北町大字田耕字広河原一八三、字藤ヶ葉山一二九〇の一から一二九〇の四まで、一二九一、五五二五の一、五五二五の二、五五二五の五、五五二八、五五二九の一、五五二九の二、五五三〇、五五三三の一、五五三三の二、五五三四の一から五五三四の三まで、五五三五、字平山一二九九、一三〇一、豊北町大字栗野字小野一三九一から一三九三まで、一三九五、一三九七、一四〇一、三一五四、三一五五、字安崎西二〇三二の七（次の図に示す部分に限る。）、二〇三二の八、二〇三二の九

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊浦町大字厚母郷字山すげ三の二一〇・三の二一一・三の一六六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三の一六七、三の一六九、三の二〇一、三の二〇五、豊北町大字阿川字岳山一七四の一、一七四の二八、一七四の二九（次の図に示す部分に限る。）、一七四の三〇、豊北町大字栗野字安崎西二〇三二の七（次の図に示す部分に限る。）、二〇三二の八、二〇三二の九

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市豊北町阿川字岳山一七四の一、一七四の二八、一七四の二九（次の図に示す部分に限る。）、一七四の三〇、豊北町大字栗野字安崎西二〇三二の七（次の図に示す部分に限る。）、二〇三二の八、二〇三二の九

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十九年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第三百三十号（一）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成五年農林水産省告示第四百三十六号（二）に係るものに限る。）、保安林の指定をする件（平成六年農林水産省告示第十二百八十四号（二）に係るものに限る。）及び保安林の指定をする件（平成七年農林水産省告示第七百四十二号（二）に係るものに限る。）に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字萩原字今道二三、二四の八、豊田町大字今出字落合六二六、六三〇、六三七、字岸田山六二九、字洗川六三一、字東畑六五七、六五七の二から六五七の五まで、六五七の一七、六五七の三〇、六五七の三四から六五七の三六まで、六五八、六六〇の二から六六〇の三まで、八五二、字鍛冶屋分六五九、字段の上六六一の一、六六一の二、六六二の一、六六二の二、六六二の四、字段の山六六三、字惣大畑八二〇、八三〇、八三五の一、八三五の二、八三五の一四、一八五七の二から一八五七の三まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊浦町大字小串字小野坂二〇五、字上小野坂八七八、豊田町大字今出字水頭四〇〇、四〇二、豊浦町大字川棚字長池一二八七の一、一二八八の一、一二八九、字福万一三〇〇、一三〇二、豊浦町大字宇賀字水地一七〇一、一七〇四の一、一七〇四の二、一七〇五から一七〇八まで、一七一〇、一七一一の一、一七一二の二、一七一一三から一七一六まで、一七一七の一、一七二二の二、一七二二、一七二二の二、一七二二の二、一七二三、四四四三から四四四六まで

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

九七の四一、六九七の六八、六九七の六九、六九七の七四、六九七の七九、六九七の八五、六九七の八六、六九七の九三、六九七の九六、六九七の一〇〇、字鳥帽子岩六九七の三、字大固屋七一四の一、七一四の二、七一四の四、七一四の五、七一四の二八、七一四の三五から七一四の四〇まで、七一四の四六から七一四の五七まで、七一四の六一から七一四の六九まで、七一四の七一から七一四の七七まで、七一四の八三、七一四の八七から七一四の九〇まで、七一四の九三、七一四の九五、七一四の一〇一、七一四の一〇七、七一四の一〇九、七一四の一〇二、七一四の一〇三、七一四の一二五から七一四の一三〇まで、七一四の一三二から七一四の一三七まで、七一四の一四〇、七一四の一四三から七一四の一四七まで、七一四の一五一、字西中石七五五、字男山七五五の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下関市豊田町大字今出字大浴七七四の一、七七四の二、字北ヶ迫七九〇、七九二の二

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区	住 所	氏 名	発 起 人
和木加入区	玖珂郡和木町和木五丁目九番三―四	南波 修一	和木漁業協同組合
	〃	〃	〃
	〃	〃	〃
	八番二三号	村上 頼通	和木漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
和木加入区	平成二十九年一月三十一日から同年二月十四日まで	和木漁業協同組合

山口県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路 線 名 長門秋芳線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市深川湯本字宗金三四四〇の一地先から同市深川湯本字大河内三三七九地先まで	新	最狭 一七・八 最広 一七・八	五五・七	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 一六・四 最広 一七・八	六二四・〇 及 五五・七	ダブルウェイ

山口県告示第二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
長門秋芳線	長門市深川湯本字大河内三四〇四地先から同市深川湯本 同字三三七九地先まで	平成二十九年二月一日

山口県告示第二十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

手水川(4)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱
一号と三十二号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字	見 名	字	地	番	標 柱 番 号
萩	三	見	滝ノ口	八四七地先		一号
〃	〃	〃	〃	三一五		二号
〃	〃	〃	〃	三一五		三号
〃	〃	〃	〃	三一五		四号
〃	〃	〃	〃	三一五		五号
〃	〃	〃	〃	三一六の一		六号
〃	〃	〃	〃	三一八		七号
〃	〃	〃	〃	八六九の一		八号
〃	〃	〃	〃	三三五の一		九号
〃	〃	〃	〃	三三六の一		十号
〃	〃	〃	〃	三三七の一		十一号
〃	〃	〃	〃	三三七の一		十二号
〃	〃	〃	〃	三三八の一		十三号
〃	〃	〃	〃	九〇三の一		十四号
〃	〃	〃	〃	九〇三の四		十五号
〃	〃	〃	〃	三五一の一		十六号
〃	〃	〃	〃	三五二の一		十七号
〃	〃	〃	〃	四二八の一		十八号
〃	〃	〃	〃	四二八の一		十九号
〃	〃	〃	〃	四二七		二十号
〃	〃	〃	〃	四三〇		二十一号
〃	〃	〃	〃	四三三の一		二十二号
〃	〃	〃	〃	四三三の一		二十三号
〃	〃	〃	〃	一一六一の一		二十四号
〃	〃	〃	〃	一一六一の一		二十五号
〃	〃	〃	〃	一一四六の一		二十六号
〃	〃	〃	〃	一一四〇		二十七号
〃	〃	〃	〃	八六〇地先		二十八号
〃	〃	〃	〃	八五七		

〃	〃	〃	〃	八四五地先	二十九号
〃	〃	〃	〃	八四二	三十号
〃	〃	〃	〃	八三九の一	三十一号
〃	〃	〃	〃	八四七地先	三十二号

山口県告示第二十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、綾羅木県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十九年一月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 綾羅木県営住宅新築工事

(一) 工事場所 下関市綾羅木新町二丁目一番地一

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上五階建	一、七五六平方メートル	二五戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十六年山口県告示第四百八号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十九年一月三十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
 (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十九年二月九日から同月十四日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十九年二月二十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―三八七〇)にすること。



公 告

山口県労働委員会のおっせん員候補者

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づく平成二十九年一月二十日現在の山口県労働委員会のおっせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十九年一月三十一日

山口県労働委員会会長 山元 浩

氏名	略歴
山元 浩	山口県労働委員会公益委員 弁護士
有田 謙司	山口県労働委員会公益委員 西南学院大学法学部教授
近本佐知子	山口県労働委員会公益委員 弁護士
中村友次郎	山口県労働委員会公益委員 弁護士
平中 貫一	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
網戸 茂	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合山口県本部委員長
岡本 博之	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
鶴岡 純枝	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会副事務局長
中繁 尊範	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
山近 和浩	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
入谷 珠代	山口県労働委員会労働者委員 下関グランドホテル株式会社代表取締役社長
西田 隆男	山口県労働委員会労働者委員 山口県経営者協会専務理事
羽嶋 等	山口県労働委員会労働者委員 防府鉄工業協同組合理事長
六角 朋生	山口県労働委員会労働者委員 宇部物流サービス株式会社顧問
安本 公二	山口県労働委員会労働者委員 株式会社トクヤマ顧問
松浦 秀子	前山口県労働委員会使用者委員
相島 満久	山口県労働委員会事務局長
佐藤 和代	山口県労働委員会事務局次長



正 誤

平成二十八年二月九日山口県公告(四四) (土地改良事業の工事の完了)

七	ページ	段	行	誤	正
	左から 一 三			平成二十三年四月二十五日	平成二十六年十一月十八日

令) 平成二十八年四月一日山口県訓令第八号(山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令)

五	ページ	段	誤	正
			項別表第三の5の表健康増進課の部1の	項別表第三の5の表健康増進課の部2の

平成二十九年一月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市